

長野市公共交通活性化・再生協議会「自転車活用推進部会」設置要領（令和4年5月12日改正）新旧対照表（改正部分に下線）

改正後	現行																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1 長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）が、長野市地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業を実施するため、協議会規約第10の規定に基づき設置する自転車活用推進部会（以下、「部会」という。）について、組織、任務等を定めるもの。</p> <p>(任務等)</p> <p>第2 部会は次に掲げる任務等を行う。</p> <p>(1) 自転車施策の総合的な推進に関する事項</p> <p>(2) 自転車活用推進計画に関する事項</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3 <u>部会の委員は、次に掲げる者のうち委員7人以内で構成する。</u></p> <p><u>(1) 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長が指名するもの</u></p> <p><u>(2) 長野県長野建設事務所長が指名するもの</u></p> <p><u>(3) 長野県長野中央警察署長及び長野県長野南警察署長が指名するもの</u></p> <p><u>(4) 学識経験者</u></p> <p><u>(5) 住民又は公共交通機関の利用者</u></p> <p><u>2</u> 委員の報酬は、無報酬とする。</p> <p><u>3</u> 委員が、やむを得ない理由により部会に出席できない場合は、代理人が部会に出席することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）が、長野市地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業を実施するため、協議会規約第10の規定に基づき設置する自転車活用推進部会（以下、「部会」という。）について、組織、任務等を定めるもの。</p> <p>(任務等)</p> <p>第2 部会は次に掲げる任務等を行う。</p> <p>(1) 自転車施策の総合的な推進に関する事項</p> <p>(2) 自転車活用推進計画に関する事項</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3 部会の委員は、次に掲げる所属団体等で構成する。</p> <table border="1" data-bbox="1205 975 2130 1398"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所</td> <td>交通対策課長</td> <td>大島 孝之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野県長野建設事務所</td> <td>企画幹兼 計画調査課長</td> <td>西澤 賢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野県長野中央警察署</td> <td>交通第二課係長</td> <td>林 良樹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野県長野南警察署</td> <td>交通課交通係長</td> <td>木村 文吾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信州大学</td> <td>名誉教授</td> <td>高木 直樹</td> <td>部会長</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職名	氏名	備考	国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所	交通対策課長	大島 孝之		長野県長野建設事務所	企画幹兼 計画調査課長	西澤 賢		長野県長野中央警察署	交通第二課係長	林 良樹		長野県長野南警察署	交通課交通係長	木村 文吾		信州大学	名誉教授	高木 直樹	部会長
団体名	職名	氏名	備考																						
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所	交通対策課長	大島 孝之																							
長野県長野建設事務所	企画幹兼 計画調査課長	西澤 賢																							
長野県長野中央警察署	交通第二課係長	林 良樹																							
長野県長野南警察署	交通課交通係長	木村 文吾																							
信州大学	名誉教授	高木 直樹	部会長																						

(役員)

第4 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(事務局)

第5 部会の事務局は、長野市企画政策部交通政策課、長野市地域・市民生活部地域活動支援課、長野市建設部道路課におく。

附則

この基準は、令和元年6月24日から施行する。

附則

この基準は、令和4年5月12日から施行する。

長野市地域女性 ネットワーク	会長	柳原 静子	
長野市交通安全家族連絡会	代表	丸山 幸恵	

- (1) 委員の報酬は、無報酬とする。
- (2) 委員が、やむを得ない理由により部会に出席できない場合は、代理人が部会に出席することができる。

(事務局)

第4 部会の事務局は、長野市地域・市民生活部地域活動支援課、長野市建設部道路課長野市都市整備部交通政策課におく。

附則

この基準は、令和元年6月24日から施行する。